株式会社湘南建築センター

20220329

風雨を受ける直通階段を設ける木造建築物について (令和4年1月18日・国土交通省「技術的助言」国住指第1469号関係)

記

令和3年の木造共同住宅屋外階段崩落事故の再発防止策として、令和4年4月1日改正 建築基準法施行規則が施行され、確認申請添付図書への明示、確認申請書第四面【19.備考】 の記載及び中間・完了検査申請書第四面(工事監理の状況)「備考」欄への記載など以下の 事項が義務化されますので、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

以上

1、【改正対象となる建築物】

- ○風雨を受ける「直通階段」規定が適用される全ての木造(※) 建築物
 - (「直通階段」は令第120条、※軸組、枠組壁、丸太組など全ての木構造)
 - ・「技術的助言」により鉄骨階段を木造建築物に設ける場合等を含みます。

2、【確認申請図書に明示頂く事項】

- ○直通階段の構造及び防腐措置の記載
 - (1) 階段の構造:木造(部材の一部が木造の場合を含む)の部位、支持方法等
 - (2) 準耐火構造の具体的仕様(告示又は大臣認定による被覆その他)
 - (3) 防腐・防水措置の具体的仕様(木造と他の構造との接合部分を含む)
- ○確認申請書第四面【19.備考】の記載
 - (1) 階段が木造(部材の一部が木造の場合を含む)である場合はその旨の明示

3、【中間・完了検査における必要事項】

- ○検査申請書第四面(工事監理の状況)「備考」欄の記載
 - (1) 屋外階段(風雨を受ける屋内的直通階段の場合を含む)の構造 ⇒木造(部材の一部が木造の場合を含む)かそれ以外かの別を記載
 - (2) 階段に用いる「材料の種類」「階段の構造」「防腐措置」及び施工状況に関する①照合内容、②照合方法並びに③照合結果についての記載

4、【参考】

- ◇国土交通省「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」
- ◇国土交通省 「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」